毎月１日発行　　２０１３年２月１日（金）第２７９号

浜平税理士事務所 News

発　行　東京都中央区日本橋堀留町１丁目２番１６号
瀧田ビル５階
Tel 03-6410-6600　Fax 03-6410-6666
URL　http://www.hamahira.com
編　集　税理士　浜平　純一
取　材　溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

日税連が所得税確定申告書様式の改訂を周知へ

いよいよ確定申告の時期がやってきました。今回の確定申告の提出期間は、２月１８日から３月１５日までの間です。日本税理士会連合会は、国税庁が所得税の確定申告書様式を改訂したことに伴い、全国１５税理士会及びその会員に対しホームページ、会報等での周知徹底を求めています。申告書様式の改訂は全８項目。具体的な改訂項目は次の通りです。

【対象：申告書Ａ、申告書Ｂ】

①提出用の右端の使用対象年分を「平成２４年分以降用」に改訂。

②帳票コードの改訂。

③第一表「翌年以降送付不要」の文字を太くし、強調。

④生命保険料控除の改正に伴い、第二表「生命保険料控除」欄の保険料の記載欄を「新生命保険料の計」、「新個人年金保険料の計」、「介護医療保険料の計」、「旧生命保険料の計」、「旧個人年金保険料の計」に改組。

⑤上記の改正に伴い、第二表「地震保険料控除」欄以下のレイアウトの修正及び提出用の右端の添付書類の注意書きについて、「生命保険料」の記載を「新（旧）生命保険料」に改訂。

⑥第二表「寄附金控除」欄の上段「寄附金」、下段「震災関連寄附金」を上段「震災関連寄附金」、下段「上記以外の寄附金」に改訂。

【対象：申告書Ａ、申告書Ｂ、第三表、第四表】

⑦申告書Ａ、Ｂ第二表、第三表、第四表（二）の左端の「※平成二十二年分以降用の申告書から、これまで二枚目にあった住民税用がなくなりました」の記載を削除。

【対象：申告書第四表（二）】

⑧「本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額」を「本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額」に改訂。

平成２４年分確定申告時期の閉庁日対応

国税庁では、まもなく始まる平成２４年分所得税等確定申告でも納税者から好評を得ている「閉庁日対応」を２月２４日及び３月３日の２日間実施します。

閉庁日対応は、確定申告期間中の平日に税務署等へ訪れることができない納税者への対応として日曜日に税務署等で確定申告の相談や申告書の収受を行うもので、平成１５年分確定申告から行われている施策です。

実施税務署数は、過去の相談等件数や申告書提出枚数等の結果を考慮して昨年より１税務署多い２２９税務署。当日は、税務署を開庁するほか、庁舎のスペースや交通の利便性を考慮して近隣の複数の税務署が署外で一緒に行う「合同会場」や「広域センター」を設置します。

合同会場では税務署管内の納税者の申告書の収受等、また、広域センターでは税務署管内以外の納税者の申告書も仮収受等を行うこととされています。

☆　☆　☆　今　月　の　税　務　メ　モ　☆　☆　☆

１．	1月分源泉所得税の納付	納付期限・・・・・・2月11日
２．	12月決算法人の確定申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限・・・・・・2月28日
３．	6月決算法人の中間申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限・・・・・・2月28日
４．	3月・6月・9月決算法人の消費税中間申告	申告期限・・・・・・2月28日